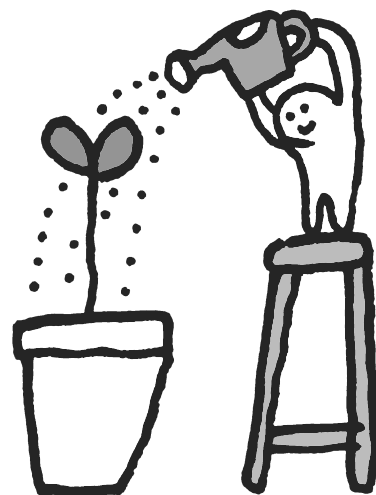


第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験 受験対策 web 講座

相談援助の基盤と専門職 空閑 浩人（同志社大学）

- ・同志社大学文学部文化学科教育学専攻卒業
- ・一般企業での勤務を経て、身体障害者福祉施設の職員となる。
その間、専門学校に通い、社会福祉士資格取得
- ・その後、同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻に入学。
同大学院博士後期課程満期退学後、福岡教育大学での勤務を経て、現職
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟 理事
- ・現在は、ソーシャルワークやソーシャルワーカー養成に関する研究を行っています
- ・著書は『ソーシャルワーク論（シリーズ福祉を知る2）』（ミネルヴァ書房、2016年）
『ソーシャルワークにおける「生活場モデル」の構築—日本人の生活・文化に根ざした社会福祉援助—』（ミネルヴァ書房、2014年）
『ソーシャルワーカー論—かかわり続ける専門職のアイデンティティ—』（編著、ミネルヴァ書房、2012年）など
- ・社会福祉士国家試験の受験勉強は決して楽ではありません。
しかし、「国家試験合格」という、これほど明確な目標を持って日々を過ごすという経験は、人生のなかでそんなにありません。
せっかくなら、そんな時間も味わいつつ、あとは・・・やるだけです！

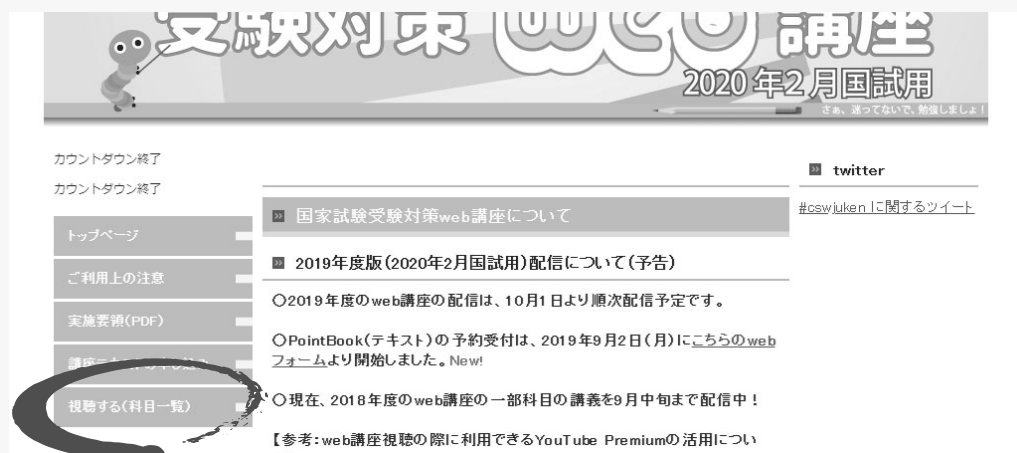


受験対策 web 講座



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
ホームページに開設されている『社会福祉士・
精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座
特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリック
すると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよく
お読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押えておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

「相談援助の基盤と専門職」の出題傾向と対策、本講座で取り上げる内容

* 出題傾向と対策

- ①社会福祉士の定義や義務に関する法規定や「ソーシャルワークのグローバル定義」の内容。
- ②ソーシャルワークの源流と形成・発展の歴史と現在のソーシャルワーク（ジェネラリスト・多職種連携等）。
- ③相談援助（ソーシャルワーク）において、大切な概念（権利擁護や自立支援、社会的包摂等）。
- ④ソーシャルワークの価値と倫理およびそれらに根ざした実践を担う専門職。
- ⑤事例問題は、事例に忠実に（勝手な想像力？を働かせないこと）、かつソーシャルワークの原則（利用者本位、自己決定、権利擁護に基づく環境調整的視点）に沿って回答する。

* 本講座の MENU :〔超重要&定番7項目〕

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| I 社会福祉士の役割と意義 | II ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 |
| III ソーシャルワークの形成過程 | IV 相談援助の理念 |
| V 相談援助に係る専門職の概念と範囲 | VI 専門職倫理と倫理的ジレンマ |
| VII 総合的かつ包括的な援助と多職種連携 | |

I. 社会福祉士の役割と意義

1. 社会福祉士の定義や義務 ー改めて「社会福祉士」とは？ー

1)「社会福祉士及び介護福祉士法」

①定義に関する規定

・社会福祉士（第2条）

「・・・専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」

②義務に関する規定

- ・**誠実義務**（第44条の2）「社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」
- ・**信用失墜行為の禁止**（第45条）「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない」
- ・**秘密保持義務**（第46条）「社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても同様とする」
- ・**連携**（第47条）
「社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない」

- ・**資質向上の責務**（47 条の 2）「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」

2) <参考>精神保健福祉士と医師等との関係

「精神保健福祉士法」41 条（連携等）「精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない」

問題 1 「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定されている社会福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (○) 1 社会福祉士の名称使用は、国家試験合格後ではなく、登録後に認められる。
- (×) 2 業務を行うに当たっては、クライアントの主治医の指導を受けなければならない。
- (×) 3 資質向上の責務を果たすために、資格更新のための研修を受講しなければならない。
- (×) 4 上司の指示に従い、自らが所属する勤務先の立場を優先して、業務を行わなければならない。
- (×) 5 地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービス開発、また指導者としての役割を担う。

2. 「精神保健福祉士法」の精神保健福祉士に関する規定

3. 「資質向上の責務」は規定されているが、資格更新やそのための研修受講の規定はない

4. 誠実義務（第 44 条の 2）「常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」

5. 「認定上級社会福祉士」の役割として期待されていること

2. 認定社会福祉士制度－「認定社会福祉士」とは何か？－

1) 認定社会福祉士制度とは

- ・認定社会福祉士制度は、高度な福祉ニーズに対応できる、より専門性の高い人材の確保のため、2012（平成 24）年から運用が開始された制度。認定社会福祉士と認定上級社会福祉士
- ・「認定社会福祉士認証・認定機構」が定めた制度であり、「実践力」がある社会福祉士であることの確認と公表（社会的認知）および証明のための制度

①認定社会福祉士とは

「所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、多職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者」

- ・所属組織を中心とした分野における高度な専門性を発揮できる能力を有する者
- ・所属組織における相談援助部門のリーダーとしての活動や複数の課題があるケースへの対応などの役割を担う
- ・認定社会福祉士を取得するには、社会福祉士を取得してから 5 年以上の相談援助実務経験があることや、認められた機関での研修の受講などが要件
- ・高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野などの分野ごとに認定される

②認定上級社会福祉士とは

「福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者」

- ・地域の関係機関との協働による権利擁護の仕組みづくりや新たなサービス開発などの活動や指導者と

してのスーパービジョンの実施などの役割を担う

- ・自らの実践に加え、複数分野にまたがる地域課題について実践・連携・教育を行う能力を有する者
- ・認定上級社会福祉士を取得するには、認定社会福祉士を取得してから 5 年以上の相談援助実務経験があることや、認定試験の合格などが要件

2) 認定社会福祉士制度創設の背景

- *社会構造や社会環境の変化に伴う生活問題や生活課題の多様化・複雑化
- *対応のための専門的かつ分野横断的な知識・技術の必要性
- *関係機関との連携や社会資源の開発、地域への働きかけの必要性の高まり
- *措置ではなく契約による福祉サービスの利用の仕組みに伴う利用者保護や権利擁護の必要性

問題 2 認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (×) 1 認定社会福祉士制度の必要性は、2000 年（平成 12 年）の社会福祉事業法改正時の付帯決議に盛り込まれた。
- (×) 2 認定社会福祉士は、所属組織以外の分野における高度な専門性を発揮できる能力を有する者として位置づけられている。
- (×) 3 認定社会福祉士は、一定の実務経験と認定試験に合格することが要件とされている。
- (×) 4 認定上級社会福祉士は、高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野などの分野ごとに認定される。
- (○) 5 認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士は、関係団体が参画する組織によって認定される。

1. 認定社会福祉士制度の必要性は、2007 年（平成 19 年）の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正時の付帯決議に盛り込まれた。

5. 認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士は、「認定社会福祉士認証・認定機構」の審査に合格し、登録機関に登録することによって認定される。

Ⅱ. ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 —これがソーシャルワークの世界標準！—

1. 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（2014年7月メルボルンでのIFSWとIASSWの総会・合同会議で採択）

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

2. 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の日本における展開（2016年11月）

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開

日本におけるソーシャルワークは、独自の文化や制度に欧米から学んだソーシャルワークを融合させて発展している。現在の日本の社会は、高度な科学技術を有し、めざましい経済発展を遂げた一方で、世界に先駆けて少子高齢社会を経験し、個人・家族から政治・経済にいたる多様な課題に向き合っている。また日本に暮らす人々は、伝統的に自然環境との調和を志向してきたが、多発する自然災害や環境破壊へのさらなる対応が求められている。これらに鑑み、日本におけるソーシャルワークは以下の取り組みを重要視する。

- ・ソーシャルワークは、人々と環境とその相互作用する接点に働きかけ、日本に住むすべての人々の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、ウェルビーイングを増進する。
- ・ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら平和を希求する。
- ・ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生

活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けて関連する人々や組織と協働する。

- ・ソーシャルワークは、すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護し、予防的な対応を含め、必要な支援が切れ目なく利用できるシステムを構築する。

問題 3 「ソーシャルワークのグローバル定義」に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- (○) 1 ソーシャルワークの任務として、社会変革、社会開発、社会的結束の促進及び人々のエンパワメントと解放を促すことが記された。
- (×) 2 ソーシャルワークの中核をなす原理として、社会福祉関係機関や組織が担う社会的責任が記された。
- (×) 3 ソーシャルワーク固有の理論を、ソーシャルワークの基盤とするべきことが記された。
- (×) 4 ソーシャルワークは、それが生まれ、発展した西洋の理論を重視することが記された。
- (○) 5 ソーシャルワークは、実践に基づいた専門職であるだけでなく、学問でもあると記された。

問題 4 「ソーシャルワークのグローバル定義」に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- (×) 1 ウェルビーイングの増進を目指して、人間関係の問題解決を図ることが新たに加えられた。
- (×) 2 ソーシャルワークは、専門職であるとともに政策目標であることが明示された。
- (○) 3 これまで過小評価されてきた地域・民族固有の知を認めるものとなっている。
- (×) 4 先進国の意見や実情を尊重し、マクロレベルの社会政策と社会開発を重視している。
- (○) 5 西洋における歴史的な科学的植民地主義重視を是正する考えが示された

4、5. 定義の注釈に「世界中の先住民たちの声に耳を傾け学ぶことによって、西洋の歴史的な科学的植民地主義と覇権を是正しようとする」とあり、西洋の理論だけでなく地域・民族固有の知にも拠っていることが示されている。

Ⅲ. ソーシャルワークの形成過程 —ソーシャルワークはこうして発展してきた！—

★アメリカにおけるソーシャルワークの発展

1877 年	バッファローに COS（慈善組織協会）が設立された。
1886 年	コイト（Coit,S.）が、アメリカ初のセツルメント「ネイバーフッドギルド」を設立
1889 年	アダムス（Addams,J.）が、セツルメント「ハルハウス」を設立
1899 年	リッチモンド（Richmond,M.）『貧困者への友愛訪問』（友愛訪問の活動紹介）
1915 年	フレックスナー（Flexner,A.）が、全米慈善矯正会議において、ソーシャルワークは専門職でないとした。
1917 年	リッチモンド『社会診断』（COS による実践の理論化）
1922 年	リッチモンド『ソーシャルケースワークとは何か』（ソーシャルケースワークを「人間と社会環境との間を個別に意識的に調整することを通して、パーソナリティの発達をはかる諸過程」と定義づけた）
1929 年	「ミルフォード会議（1923 年から 1928 年まで毎年開催された）報告書」（『ソーシャルケースワーカージェネリックとスペシフィック』）
1933 年	世界大恐慌への対策として「ニューディール政策」の開始（→1935 年「社会保障法」成立）
1935 年	ニューステッター（Newstetter,W.）が全米社会事業会議で、グループワークを「任意的集団を通じて、個人の発達と社会的適応を強調する教育的過程であり、かつ、この集団を、社会的に好ましい諸目標を拡充する手段として用いるもの」と定義づけた。
1939 年	「レイン報告」（ソーシャルワークにおける「コミュニティ・オーガニゼーション」の位置づけ）
1940 年	ハミルトン（Hamilton,G.）『ケースワークの理論と実際』（「診断主義アプローチ」の確立に貢献）
1947 年	ニューステッター『インターグループワーク論』
1948 年	トレッカー（Trecker,H.）『ソーシャルグループワーカー—原理と実際』（グループワークの理論的基礎）
1954 年	マイルズ（Miles,A.）が、ソーシャルケースワークの精神分析学への過度な傾向を批判して「リッチモンドに帰れ」と主張
1955 年	ロス（Ross,M.G.）『コミュニティ・オーガニゼーション』

1955 年	「全米ソーシャルワーカー協会」結成
1957 年	パールマン (Perlman,H.)『ソーシャルケースワーカー問題解決の過程』
1957 年	バイステック (Biestek,F.)『ケースワークの原則』
1964 年	「公民権法」成立、ジョンソン大統領「貧困戦争宣言」、ホリス (Hollis,F.)『ケースワーカー心理社会療法』
1967 年	パールマン「ケースワークは死んだ」
1970 年	バートレット (Bartlett,H.M.)『ソーシャルワーク実践の共通基盤』

問題 5 アメリカにおけるソーシャルワークの形成過程に関する次の記述のうち、適切なものを 1 つ選びなさい。

- (×) 1 アダムス (Addams,J.) らがシカゴに設立したトインビーホールは、世界最初のセツルメントハウスであった。
- (×) 2 リッチモンド (Richmond,M.E.) は、全米慈善矯正事業会議 (1915 年) において、ソーシャルワーカーが専門職としての要件を満たしていないと批判した。
- (×) 3 ミルフォード会議では、ケースワークの混乱を整理することを目的に、『ケースワーカー心理社会療法』という報告書がまとめられた。
- (×) 4 世界恐慌時に行われた「ニューディール政策」は、民間機関のケースワーカーによる支援を推進することによって、その技術の発展を促した。
- (○) 5 パールマン (Perlman,H.H.) は、「ケースワークは死んだ」という論文を発表し、貧困問題などへのソーシャルワークの対応の不十分さを批判した。

- 1. トインビーホールは 1884 年にイギリスのロンドンで設立された世界最初のセツルメントハウス
- 3. 『ケースワーカー心理社会療法』(1964 年) を表したのはホリス (Hollis,F.)
- 4. ニューディール政策は、公的機関とそこでのケースワーカーの役割を重視し、ケースワーカーが公的機関に雇用され、専門職として発展していった。1935 年の社会保障法につながる。

IV. 相談援助の理念

1. 人権 ―ソーシャルワークが絶対に譲れないものは何か！？―

★人権に関する主な国際宣言や条約

1909 年	「第 1 回白亜館会議」開催 (ルーズベルト大統領によって召集。「家庭は文明の最高の創造物」であるとして、児童にとっての家庭の大切さを協調した。第 3 回会議では「アメリカ児童憲章」が採択された)
1924 年	「児童の権利に関するジュネーブ宣言」(第一次世界大戦での子どもの犠牲に対する反省の上に立つ。人種・国籍・信条に関係ない児童の権利)
1948 年	「世界人権宣言」(第二次世界大戦の反省の上に立つ。第 1 条「すべての人は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」)
1959 年	「児童の権利宣言」(ジュネーブ宣言・世界人権宣言をふまえたもの。前文「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負う」)
1965 年	「人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約)」日本は 1995 (平成 7) 年に加入
1966 年	「国際人権規約」(「世界人権宣言」の規約化・法的拘束力あり。日本は 1979 (総和 54) 年に批准) *A 規約 (社会権規約：労働、社会保障、教育等についての権利) *B 規約 (自由権規約：身体的自由・安全、移動の自由、思想の自由等についての権利)]
1971 年	「知的障害者の権利宣言」(ノーマライゼーション理念の反映。適切な医療、経済的保障、就職、地域社会への参加の権利。搾取・乱用・虐待から保護される権利)
1975 年	「障害者の権利宣言」(この宣言の実現を目的としたのが 1981 年の「国際障害者年」)。 <1979 年：国際児童年 (「児童の権利宣言」採択 20 周年)>
1979 年	「女子差別撤廃条約」(女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする。母性保護の目的での特別措置は差別と解さない。日本は 1985 (昭和 60) 年に締結)
1980 年	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)」 <1981 年：国際障害者年 (1976 年の国連総会で採択、スローガンは「完全参加と平等」)>

1982 年	「障害者に関する世界行動計画」(国際障害者年を受けて「国連・障害者の十年」とともに国連総会で採択)
1984 年	「拷問等禁止条約」(日本は 1999 (平成 11) 年に加入)
1989 年	「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」(人種・性・言語・宗教等による差別を禁止。児童の能動的権利(「意見表明権」「表現の自由」「思想及び良心・宗教の自由」「結社・集会の自由」)の保障。日本は 1994 (平成 6) 年に批准)
1991 年	「高齢者のための国際連合原則」(高齢者の権利保障実現のための 5 つの原則「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」)
1993 年	「障害者の機会均等化に関する標準規則」各種社会サービスへの平等参加及び情報等へのアクセス権の明記 ＜1999 年：国際高齢者年(「高齢者の国際連合原則」実現のために)＞
2006 年	「障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)」障害者の人権保障に関する初の国際条約。障害のある人の基本的人権、固有の尊厳の尊重、自律及び自立、無差別、社会参加等の促進。日本は 2014 年に批准)
2006 年	「強制失踪条約 (強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約)」(日本は 2009 年 (平成 21) に批准)

問題 6 人権に関する国際的な条約などについての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選びなさい。

- (○) 1 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」では、締約国が母性保護を目的とした特別措置をとることは、差別と解してはならないと定められている。
- (×) 2 「高齢者のための国連原則」では、高齢者と開発、高齢に至るまでの健康と福祉の増進、支援環境の整備の三つの優先的方針が定められている。
- (○) 3 「知的障害者の権利宣言」では、知的障害者は搾取、乱用及び虐待から保護される権利を有するとされている。
- (×) 4 「児童の権利に関する条約」では、締約国は結社の自由についての児童の権利を制限できるとしている。
- (×) 5 「障害者の権利に関する条約」では、自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の 5 つの原則が定められている。

2. 権利擁護・社会的包摂 ―ソーシャルワークの「使命」もここにある！―

1) ソーシャルワークにおけるアドボカシー（代弁機能）

- ① ケースアドボカシー：当事者や利用者個人や家族の権利を代弁して、その権利を守るミクロレベルのアドボカシー
- ② クラス（コース）アドボカシー：何らかの共通のニーズを有する集団や階層に属する人々の権利を代弁して、政策や法律などにも働きかけるマクロレベルのアドボカシー
- ③ セルフアドボカシー：当事者や利用者が自らの権利を主張すること
- ④ リーガルアドボカシー：法的な手段によって権利を主張あるいは擁護すること

問題 7 ソーシャルワークにおける権利擁護の概念と態様に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (×) 1 権利擁護の過程では、対象者の意思と主体性が尊重されるよう保護的で分離的な対応が求められる。
- (○) 2 アドボカシーは、代弁機能や人々の奪われた権利の回復を支援することに力点が置かれている。
- (×) 3 ケースアドボカシーとは、政策・実践・法律などを変更するような働きかけに代表されるように、マクロレベルに焦点化される。
- (×) 4 クラスアドボカシーとは、クライアントの人権を尊重した上で、福祉サービスが利用できるようにすることであり、ミクロレベルに焦点化されている。
- (×) 5 マクロレベルにおける事後的対応の権利擁護として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の創設が挙げられる。

1. ソーシャルワーク実践における専門職の判断や言動は、権利擁護の理念に基づいて行われる。権利擁護の過程は、対象者の意思と主体性が尊重されたエンパワメントの過程である。ソーシャルワーカーは、アドボカシー（代弁）の機能を果たして当事者や利用者の権利を擁護する。
5. ケースアドボカシー、クラスアドボカシーとも事前的対応（予防的対応）と事後的対応に区別される。成年後見制度や日常生活自立支援事業は、マクロレベルにおける事前的（予防的）な対応としての権利擁護に該当する。

2）社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）と社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）

- ・社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、EU諸国で生まれた、移民労働者に対する社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）の改善を求めた福祉政策の理念。差別や排除の対象となる人々を、社会の構成員として包摂するという考え方
- ・「日本社会福祉士会倫理綱領」の「社会に対する倫理責任」において、ソーシャル・インクルージョンが規定されている

問題 8 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選りなさい。

- (×) 1 社会的包摂とは、「誰もが社会の一員として、当たり前、生活したい場所で生活する」という考え方である。
- (×) 2 社会的包摂とは、社会から隔離・分離された状態におかれている人々を、社会の主流に位置づけていく過程のことをいう。
- (○) 3 偏見や差別の克服といった人々の関係性に関する問題を解決するために、「つながり」を再構築することが、社会的包摂の実現には重要である。
- (×) 4 今日では、家族機能の脆弱化や地域社会の機能低下が叫ばれるが、そのことが社会的排除につながる可能性は少ない。
- (×) 5 就労などの労働市場や経済的活動への参加の促進が、社会的包摂の実現につながる可能性は少ない。

1. これは、ノーマライゼーションの説明
2. これは、インテグレーションやメインストリーミングの説明
4. 地域社会からの孤立など、社会的排除の可能性は高まる
5. 失業や貧困は社会的排除をもたらすゆえ、就労等の促進は社会的包摂につながる

V. 相談援助に係る専門職の概念と範囲 ―社会福祉士が担う機能と役割・専門職であるために大切なこと！―

1. ソーシャルワークの主な機能

- ①仲介・媒介機能：クライアントのニーズと社会資源をつなげる
- ②調停機能：クライアントと家族やその他関係者等の間に意見の相違や葛藤がある場合など、関係に介入し調整する
- ③代弁機能：クライアントの思いや訴えを代弁し、利用者の権利を擁護する
- ④連携・調整機能：クライアントのニーズに対応する諸サービスや関係者同士の連携や調整を図る
- ⑤教育機能：クライアントに必要な情報の提供や制度やサービスなどの説明を行う
- ⑥保護機能：クライアントを保護して安全を確保する
- ⑦運営・管理機能：社会福祉施設や機関、組織がその目的に沿って適切に機能を果たすように運営・管理する
- ⑧社会変革機能：差別や偏見、社会的排除をなくすべく社会を変革する働きかけをする

2. 専門職の成立条件

①フレックスナー (Flexner,A.) による 6 つの属性 (1915 年)

1. 基礎となる科学研究 (基礎科学)
2. 体系的で学習されうる知
3. 実用であること
4. 教育により伝達可能な技術
5. 専門職団体・組織の存在
6. 利他主義的

②グリーンウッド (Greenwood,E.) による 5 つの属性 (1957 年)

1. 体系的な理論
2. 専門職的権威
3. 社会的承認
4. 倫理綱領
5. 専門職的副次文化 (サブカルチャー)

③ミラーソン (Millerson,G.) による 6 つの属性 (1965 年)

1. 理論に基づく知識 (体系的理論)
2. 教育と訓練 (訓練)
3. 試験による資格 (権威)
4. 倫理綱領 (倫理)
5. 利他的サービス・公共善の達成という目的 (奉仕的方向づけ)
6. 組織 (団体)

問題 9 相談援助専門職に関する次の記述のうち、適切なものを 1 つ選びなさい。

- (×) 1 中学校に配置されるスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士でなければならない。
- (×) 2 発達障害者支援センターの相談支援を担当する職員は、社会福祉士でなければならない。
- (×) 3 地域包括支援センターの社会福祉士は、医師その他の医療関係者との連携を保ち、利用者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。
- (×) 4 認知症ケア専門士は、日常生活を営むのに支障がある者に心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う者である。
- (○) 5 認定社会福祉士は、認定社会福祉士認証・認定機構が定める要件を満たし、同機構の審査を経て登録される者である。

1. 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」(平成 25 年 4 月 1 日初等中等教育局長決定)には、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする」とされている。社会福祉士でなければならないとは記されていない
2. 「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成 17 年 7 月 8 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)には、「社会福祉士であって、発達障害児(者)の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者」とされている
3. 選択肢は、精神保健福祉士に関する記述(「精神保健福祉士法」第 41 条)。地域包括支援センターの社会福祉士は、主として「総合相談支援事業」と「権利擁護事業」を担当する
4. 選択肢は、介護福祉士に関する記述(「社会福祉士及び介護福祉士法」第 2 条)。「認知症ケア専門士」とは、一般社団法人認知症ケア学会が認定する民間資格であり、認知症ケアに関する優れた学識と高度の技能及び倫理観を備えた専門技術士とされている

VI. 専門職倫理と倫理的ジレンマ —ソーシャルワークは価値と倫理に基づく実践だ!—

1. ソーシャルワーカーの倫理綱領

* 日本ソーシャルワーカー協会は、1986 (昭和 61) 年に開催された総会で倫理綱領を宣言。1993 (平成 5) 年には「日本社会福祉士会の倫理綱領」としても採択。2005 (平成 17) 年に改訂

2. 倫理的原理のスクリーン (Ethical Principles Screen : EPS)

* ドルゴフ (Dolgoff,R.) とローエンバーグ (Loewenberg,F.) は、ジレンマに陥った際の行動指針として 7 つの倫理原則とその優先順位を示した

1. 生命の保護の原則
2. 平等と不平等の原則
3. 自己決定と自由の原則
4. 最小限の害の原則
5. 生活の質の原則
6. 個人情報と守秘義務の原則
7. 誠実さと開示の原則

3. 守秘義務違反が正当化される場合

*ビューチャンプ（Beauchamp,T.L.）とチャイルドレス（Childress,J.F.）は、『生命医学倫理』のなかで、守秘義務違反が正当化される場合として次の事項を挙げている

1. 第三者に重大な危害が及ぶと予測される
2. 危険や危害が起こる可能性が高い
3. リスクのある人への警告や保護以外に選択肢がない
4. 守秘義務違反によってのみ危害が予防できる
5. 利用者への危害が最小限で許容範囲内である

問題 9 事例を読んで、社会福祉士の倫理基準に沿った対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕Fさん（60歳、女性）は、現在30歳の息子と2人暮らしである。30代で夫と死別し、それ以来1人で息子を育ててきた。現在の生活費はFさんのパートでの収入のみであり、生活は苦しい。また、Fさんは数ヶ月前に体調を崩し、通院をしながらパートの仕事を続けている。息子は高校卒業後に就職したが、職場での人間関係がうまくいかず、そのたびに転職を繰り返し、5年前から自宅にひきこもるようになった。Fさんは、自身の年齢的にも将来の生活や健康状態に対する不安を感じているが、利用できる制度やサービスに関する知識は乏しい。そのため、まずは知人から教えてもらった自宅近くの地域包括支援センターへ相談に訪れた。

- (×) 1 生活保護制度や介護保険制度などの公的支援の仕組みを、詳しく説明する。
- (×) 2 相談内容を外部に漏らさず、地域包括支援センター内の職員間での共有にとどめることを伝える。
- (○) 3 より適切な相談機関が他にあると判断できる時には、紹介することを伝える。
- (×) 4 Fさんと息子が2人で安心して暮らしていくための方法について、助言する。
- (×) 5 息子と話し合うか、親族も含めて相談し、家族内で解決することを勧める。

1. 日本社会福祉士会倫理綱領・倫理基準1の「3（受容）」に反する
2. 倫理基準1「10（情報の共有）」に反する
3. 倫理基準1「4（説明責任）」に沿っている
4. 倫理基準1「5（利用者の自己決定の尊重）」に反する
5. 倫理基準1「3（受容）」および「5（利用者の自己決定の尊重）」に反する

問題 10 事例を読んで、C職員（社会福祉士）に生じる倫理的ジレンマとして、該当するものを1つ選びなさい。

〔事例〕社会福祉協議会のC職員は、クライアントのDさん（73歳、女性）の自宅を訪問した際、「マフラーを編んだので、ぜひもらって欲しい」と言われた。C職員は、マフラーをもらうことは物品の受領に当たり、そのことを記録に残さなければならないが、そもそも専門職として倫理的に問題があると考えた。そこでC職員は、「勤務先の規則で禁止されていますので、いただくことはできません」と言った。するとDさんは、「そんな堅いこと言わないで、受け取ってもらえると嬉しいです」と言った。

- (○) 1 信用失墜行為の禁止と、利用者との援助関係
- (×) 2 利用者との援助関係と、プライバシーの尊重
- (×) 3 プライバシーの尊重と、最良の実践を行う責務
- (×) 4 秘密保持の原則と、記録（ケース記録）の開示
- (×) 5 記録（ケース記録）の開示と、情報の共有

2及び3. 利用者のプライバシーの尊重が求められている場面ではない

4及び5. 利用者（Dさん）は、この件を秘密にすることや記録の開示を求めているわけではない

VII. 総合的かつ包括的な援助と多職種連携

1. 時代がソーシャルワークを求めている！

1) 「社会福祉法」の改正（平成30年4月1日施行）

*様々な「地域生活課題」への連携・協働による対応

（地域福祉の推進）第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。（下線は筆者）

2) 「生活困窮者自立支援法」の改正（平成30年10月1日施行）

（基本理念）第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（下線は筆者）

問題11 ジェネラリスト・ソーシャルワークに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- (×) 1 ソーシャルワークの伝統的な3方法のそれぞれの独自性・固有性を認め、互いの立場を認め合うことを基本的視座としている。
- (×) 2 多様化・深刻化する問題に対して、クライアントとの協働という考え方から、専門職による問題解決を優先するという考え方への転換を図ったものである。
- (○) 3 1970年代以降のソーシャルワーク統合化の理論的背景となった、システム理論からの影響を受けている。
- (×) 4 ストレングス視点を重視し、個人や環境がもつマイナス面に焦点を当てて、それを無くしたり、取り除くことを目指している。
- (○) 5 複数のソーシャルワーカー、多職種だけでなく、ボランティアや地域住民等とも相互に連携して援助を進めていくことを積極的に認めている。

1. ジェネラリスト・ソーシャルワークは、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションが、ソーシャルワークにおいて、理論的にも実践的にも「融合」していることを大きな特徴としている
2. クライアント本人が問題解決へ取り組めるよう、ソーシャルワーカーと協働して、「本人」が支援過程に参加する「本人主体」の考え方を重視する
4. ストレングス視点はジェネラリスト・ソーシャルワークにとって必要不可欠。しかし、個人や環境のマイナスの側面に焦点を当てて取り除くのではなく、個人や環境が持つ強さや良さ、魅力などのプラスの側面に焦点を当てて、それを引き出す働きかけを重視する
5. ジェネラリスト・ソーシャルワークは、様々な施設や機関のソーシャルワーカーや多職種や関係者、地域住民等との連携・協働による支援を重視する

2. ソーシャルワークは「チーム」でやる実践！

1) 多職種チームによる実践

問題 12 多職種チームに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- (×) 1 緊急性のない慢性的な疾患を抱えるクライアントには、高度に制度化された専門技能のヒエラルキーをもつ指揮命令型のチームによる対応が有効である。
- (○) 2 多職種チームでは、異なる専門性をもつ職種が、それぞれの独自の視点から状態や状況の把握を行うことを利点とする。
- (×) 3 利用者参加型チームのカンファレンスでは、最大限の基本的協働の原則に従い、利用者と専門職メンバーが個別に時間をかけてコミュニケーションを図る。
- (○) 4 多職種チームにおけるグループ過程の基本的要素にはタスク機能（課題達成機能）とメンテナン機能（チーム形成・維持機能）があり、両者は相互に関連しあう。
- (×) 5 多職種がもつ価値や視点の差異から生じる葛藤は、チーム・コンピテンシーの低下につながるため、表面化しないよう調整する。

- 1. 緊急性のない状態のクライアントには、多職種チームによる多様なアプローチの方が望ましい
- 3. カンファレンスの場で個別に時間をかけてコミュニケーションを図るのではなく、関係者が一堂に会している場を有効に活用し、必要とするサービスがより効率的に提供されるよう、利用者を中心にその意向を尊重した場とする
- 5. チーム・コンピテンシーは、チーム全体としての能力のことで「知識・技術・能力」の3要件で示される。葛藤を共有することで、チームの強みが見出され、チーム・コンピテンシーは向上するという考え方が大切

2) スクールソーシャルワーカーの実践

問題 13 事例を読んで、ケース会議の開催提案に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕N市教育委員会に所属するEスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）は、V中学校から相談を受けた。その内容は、F君（13歳）が半年前から保健室登校をするようになり、2ヶ月前からは不登校状態にあるというものであった。担任や両親などの関係者から話を聞くと、「気持ち悪い」「学校に来るな」などと、ある生徒に言われたことがきっかけとなったとのことであった。また担任は、F君宅への電話や訪問を続けるなど、自分ひとりで解決しようと熱心に関わっていることがわかった。Eスクールソーシャルワーカーは、ケース会議の開催を提案した。

- (○) 1 スクールカウンセラーに対して、心理専門職の立場からの意見を求める。
- (×) 2 F君が教室復帰できなかった場合の責任の所在の明確化を目的とする。
- (○) 3 学校全体として取り組む必要があるとして、校長や教頭の参加を依頼する。
- (×) 4 事実関係を確認する必要があるため、F君を中傷していた生徒を同席させる。
- (×) 5 F君のこれまでの交友関係を把握するため、F君の旧友に参加を依頼する。

問題 14 事例を読んで、Dスクールソーシャルワーカーによる助言として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕小学校2年生のE君（7歳）は、授業中に教室内を歩き回ることが頻繁にある。担任がE君の離席を注意すると、E君はパニックを起こし、泣き叫びながら教室の外に飛び出してしまう。担任がE君の対応に追われることで、授業の進度も遅れがちであることから、複数の保護者から担任の交代を求めるクレームが校長に寄せられている。校長は、教育委員会にスクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、助言を求めることとした。Dスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）は学校を訪問し、授業観察を行った。

- (×) 1 校長に対して、クラスの生徒とE君本人のためにも、E君を転校させる必要性があると助言する。
- (×) 2 校長に対して、保護者からのクレームはよくあることなので、気にする必要はないと助言する。
- (○) 3 校長に対して、E君への個別的な対応のために、特別支援教育支援員の配置の必要性を助言する。
- (×) 4 E君の担任に対して、E君が離席しないように厳しく対応するなど、教育・指導方法について助言する。
- (×) 5 E君の担任と一緒にE君の保護者に会い、家庭でのE君へのしつけの仕方について助言する。

～「合格した人とは、最後の最後まであきらめなかった人」なのです。がんばってください！！～